

第3次 有田町 男女共同参画基本計画 DV被害者支援基本計画

〈計画期間：令和4年度～令和8年度〉

【概要版】



令和4年3月

佐賀県有田町

だんじょきょうどうさんかくしゃかい

男女共同参画社会とは？

「女の子だから」、「男の子だから」という考え方やイメージで好きなことや苦手なことを決めつけず、ひとりひとりが個性や能力を發揮できる社会。
お互いの違いを認め合い、協力し助け合うことを言います。

★あなたのやってみたい仕事や将来の夢はなんですか？



さんかく

参画とは？

大事なことを実行したり、決めたりするときに、自分の意見を言ったり、相手の意見を聞いた
りして積極的に参加することを言います。



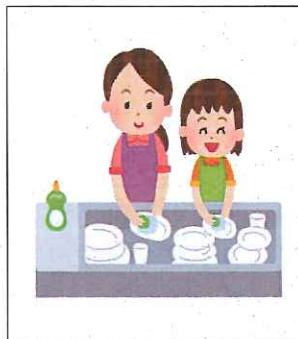
あなたがやってみようと思うものはどれですか？

★家庭で…

せんたくもの
洗濯物をたたむ



しょっきあら
食器洗い



そうじき
掃除機かけ



★学校で…

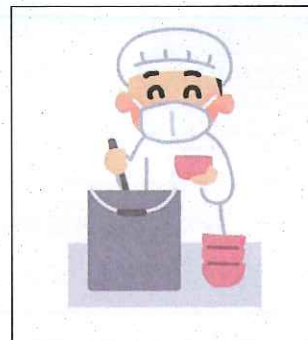
せいとかいかつどう
生徒会活動



そうじとうばん
掃除当番



きゅうしょくとうばん
給食当番



★地域社会で…

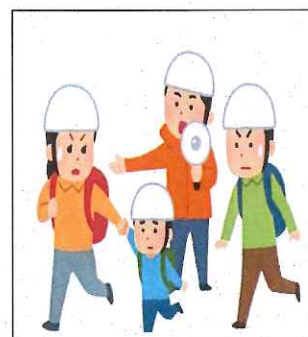
こうつうゆうどう
交通誘導



くさ
草むしり



さいがいじ きょうりよく たす あ
災害時の協力・助け合い



自分のできることを考えて、

家庭や学校、地域社会などで自分自身にできることからはじめてみましょう。

そして、社会のあらゆる場面で公平性が保たれるよう、誰もが暮らしやすい社会を目指しましょう。

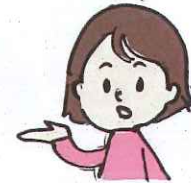
◆2021 年度 町民アンケート結果（一般）

目指すべき
目標値

社会全体では…

項 目	現状値 令和3 年度	目標値 令和8 年度
社会全体でみた場合 平等の割合	女性) 9.1% 男性) 22.1%	30%以上

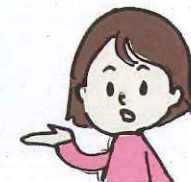
町民アンケートの結果から、依然として、男女が平等になっているという意識より、男性が優遇されているとの意識が高いようです。



家庭では…

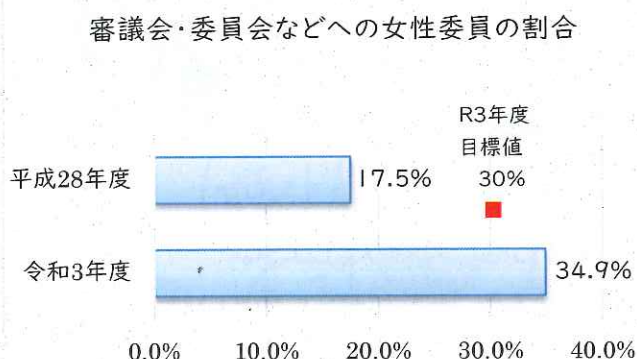
項 目	現状値 令和3 年度	目標値 令和8 年度
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方に 反対する割合	女性) 78.5% 男性) 66.4%	70%以上

女性、男性共に6割を超える方が『反対』と回答し、性別役割分担意識は薄れてきているようです。

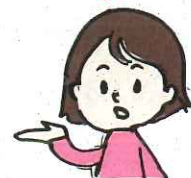


地域社会では…

項 目	現状値 令和3 年度	目標値 令和8 年度
女性の役職採用や社会進出（リーダー等）に期待された場合 やってみよう割合	女性) 32.3%	40%以上



政策・方針決定過程への女性の参画は増加し、令和3年度の目標値を達成しました。



計画策定の趣旨

有田町では、平成 24 年から 5 年ごとに「有田町男女共同参画基本計画」を策定し、すべての人が性別にかかわらず互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けた取り組みを実施してきました。男女共同参画に関する認知度と理解度は上がり始めていますが、一方で、家庭・地域・職場など身近な環境における固定的性別役割分担意識や慣行は根強く残っています。

第 3 次計画は、これまでの町の取組について評価を行い、社会環境等の変化を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めるため策定しました。

計画の基本理念

男女共同参画社会の実現は、男女がお互いを尊重しあい、対等な立場で、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。性別によって役割を分ける考え方をなくした男女平等の社会、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会などを目指すことにより、誰もが住みよいまちづくりを実現していきます。

計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度～令和 8 年度までの 5 年間。
国内外の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

計画の推進

1. 庁内の推進体制の整備

各課の連携を図りながら、施策を推進するとともに、職員が男女共同参画に対する認識を深めるよう研修や情報の提供を行います。

2. 男女共同参画に関する調査・情報収集

男女共同参画の現状や問題点を把握し施策の参考とするため、調査・情報収集を行います。

3. 計画の進行管理

計画に掲げた目標等の進捗状況の点検を行います。

4. 県との連携

男女共同参画社会を実現するための施策の推進において、県の関係部署との連携が必要となるため、県に対して施策の充実や情報提供を求めています。

5. 町民との協働による計画の推進

町民が男女共同参画社会の実現に向け積極的に関わることができるよう、有田町男女共同参画推進協議会による町民と協働して基本計画を推進していきます。

◆基本目標 1 男女共同参画社会に向けた基盤づくり

重点項目	具体的施策
(1) 男女共同参画社会に関する 幼少期からの意識の形成	・ア 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 ・イ 男女平等意識を高める幼児教育・学校教育の推進 ・ウ 男女共同参画に関する学習機会の提供
(2) 男女共同参画社会への意識啓 発	・ア 社会制度・慣行の見直し ・イ 広報・啓発活動の効果的な展開 ・ウ 庁内における男女参画の推進

◆基本目標 2 あらゆる分野での女性の活躍と男女共同参画社会の実現

重点項目	具体的施策
(1) 政策・方針決定の場への女性 の参画促進と女性活躍	・ア 審議会・委員会などへの女性の参画促進 ・イ 女性の人材育成と情報の提供・交流の拠点整備
(2) 家庭生活・地域社会での男女 共同参画の推進	・ア 家庭生活における男女共同参画の促進 ・イ 地域社会における男女共同参画の促進
(3) ワーク・ライフ・バランスの 推進	・ア ワーク・ライフ・バランスの啓発 ・イ 育児・介護休業制度の普及・促進 ・ウ 多様な就業形態に応じた労働環境の改善
(4) 就業を支える労働環境の整備	・ア 男女の雇用機会均等の推進 ・イ 労働に対する適正評価の推進 ・ウ 女性が働きやすい農林業の環境整備 ・エ 起業・創業者に対する支援
(5) 女性がいきいきと働き続け るための支援	・ア 保育サービスなどの充実 ・イ 子育てに伴う経済的負担の軽減 ・ウ ひとり親家庭への自立支援 ・エ 子育て支援のネットワークづくり ・オ 父親の子育て協力の促進 ・カ 子育て支援センターの設置
(6) 相談体制の充実	・ア 女性総合相談窓口の充実

◆基本目標 3 安全・安心な暮らしを実現するための社会づくり

重点項目	具体的施策
(1) 妊娠・出産・乳幼児期の健康支援	・ア 子どもや母親の健康の確保 ・イ 小児保健医療の充実
(2) 思春期保健対策の充実	・ア 思春期教室の実施 ・イ 喫煙・飲酒・薬物対策
(3) 食育の推進	・ア 食育の推進
(4) 青壮年期の健康づくりの推進	・ア 健康診査等の受診者増の推進 ・イ 受診しやすい環境の整備 ・ウ 生涯スポーツの推進
(5) 高齢男女の生活自立支援	・ア 介護予防の推進 ・イ ケアマネジメント体制の強化 ・ウ 住環境の整備
(6) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	・ア 男女間のあらゆる暴力の予防のための啓発 ・イ 子どもや高齢者などに対する暴力・虐待の予防・啓発 ・ウ 女性総合相談窓口の充実 ・エ 関係機関の連携 ・オ 防犯灯設置の推進 ・カ 犯罪予防の啓発活動の充実 ・キ 地域安全活動の推進
(7) 防災復興における男女共同参画の推進	・ア 防災に関する活動等への女性の参画促進 ・イ 男女共同参画の視点に立った災害時対応

計画策定の趣旨

DV(配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力)は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっています。

男女共同参画基本計画により男女共同参画社会を推進するとともに、佐賀県のDV被害者支援基本計画に基づき、有田町DV被害者支援基本計画を策定します。

計画の位置づけ

- (1)この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- (2)この計画は、DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に則し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「佐賀県DV被害者支援基本計画」に準拠して策定しました。

計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、DV防止法や基本方針が改正されるなどにより、この計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

計画策定の基本的な視点

- (1)DVの防止及び被害者の支援は、国、地方公共団体の責務です。
- (2)DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、この計画は被害者支援に重点を置き構成します。
- (3)被害者は、国籍、年齢、性別、障害の有無に関わらず支援を受ける権利があります。
- (4)被害者や子どもは、自らの意思に基づき、安全・安心な生活を営む権利があります。
- (5)DVが行われている家庭の親族、特に子どもも被害者です。
- (6)被害者支援の施策の推進に当たっては、関係部局をはじめ、関係機関及び民間団体等が相互連携・協働して取り組みます。
- (7)被害者が本来持っている力を信頼しつつ、被害者の意思を尊重した支援が必要です。

DVは意外と身近で起きています！

◆ 2021 年度 町民アンケート結果（一般）

相手から暴力を受けたことがある人

女性の約7人に1人

男性の約28人に1人

相手に暴力を振るったことがある人

男性の約10人に1人

女性の約63人に1人

こんな経験はありませんか？

DVかも…

子どもの目の前でDVが行われることは、子どもに心理的な恐怖を与えるため、児童虐待にも当たります。



デートDVかも…

※デートDVとは交際相手からの暴力のことをいいます。



DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です!!

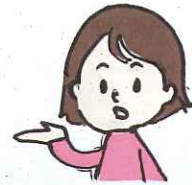
有田町では、被害者が安全・安心に相談できる体制をつくり、関係機関の連携により、被害者の早期発見から自立まで一貫かつ継続した支援を行うように努めています。

また、将来の被害者や加害者を作らないように、町民への予防啓発や子ども達へのDV予防教育を行っています。

◆基本目標 1 被害者の安全・安心に配慮した支援体制づくり

重点項目	具体的施策
(1) 県・市町村及び関係機関・ 団体との連携強化	・ア 配偶者暴力相談支援センター及び保健福祉事務所等との連携 ・イ 学校、保育所等におけるDV対策の整備推進 ・ウ 関係機関における被害者支援の理解と協力 ・エ 他市町村との連携
(2) 二次被害を起こさない支援 体制の強化	・ア 関係機関の統一した対応体制の整備 ・イ 庁舎内の連携
(3) 加害者対応・秘密保持	・ア 警察による加害者対応への協力依頼 ・イ 窓口等での諸手続きにおける情報管理の徹底及び秘密保持

町民アンケートの結果から、被害を受けた人のほとんどは、「友人・知人」「家族・親戚」に相談をしていることがわかりました。



○暴力を受けた人のうち、

友人・知人に相談した人 **40%**

家族・親戚に相談した人 **32%**

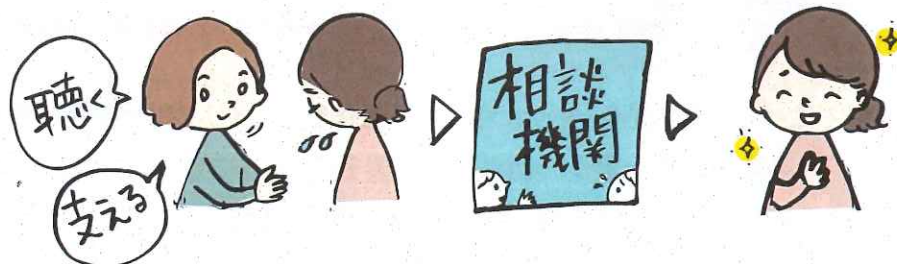
*相談されたら…

多くの被害者は、暴力を振るわれたのは自分のせいと自分を責めてしまいます。「あなたが悪いんじゃないよ」と伝えてください。

*DVかな?と思ったら…

早めに相談機関に相談することを勧めてください。

身近にいる人がDVの知識を持つことも大切です。



◆基本目標2 DV被害の通報及び被害者相談から保護・自立における一貫かつ継続した支援体制づくり

重点項目	具体的施策
(1) DV被害者の発見・通報体制の整備・充実	・ア 学校・保育所等での発見及び通報 ・イ 医療関係者等による通報等の協力 ・ウ 民生委員児童委員・介護支援専門員等による通報等の協力 ・エ 町民への啓発及び周知
(2) 相談体制の充実	・ア 女性総合相談窓口の充実 ・イ 広報紙等による相談機関の情報提供
(3) 自立支援体制の整備・充実	・ア 自立支援のための連携 ・イ 継続的な支援体制の整備 ・ウ 被害者の心のケア ・エ 町営住宅等へのDV被害者の優先入居
(4) 子どもへの支援体制の整備・充実	・ア 妊産婦や乳幼児への支援体制の整備 ・イ 子どもの就学・保育等の受入体制の整備 ・ウ 子どものからだと心への支援の充実
(5) 高齢者や障害者への支援体制の整備	・ア 関係機関と連携した支援体制の整備 ・イ 高齢者や障害者の特性に配慮した支援及び情報提供

◆基本目標3 啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

重点項目	具体的施策
(1) 啓発の推進	・ア 広報等による啓発の推進
(2) DV予防教育等の推進	・ア 若い世代に対するDV予防教育の推進 ・イ DV予防教育に関する学習機会の提供

相 談 窓 口

窓口	相談名	電話番号	相談日時等
有田町	女性総合相談	相談専用ダイヤル 0955-43-2210	月～金(土・日・祝日・年末年始は除く) 8:30～17:15
配偶者暴力相談 支援センター	佐賀県婦人相談所	代表番号 0952-26-1212	月～金(土・日・祝日・年末年始は除く) 8:30～17:15 ※緊急の場合は 24 時間
	アバンセ女性総合相談	0952-26-0018	火～土 9:00～21:00 日・祝 9:00～16:30
男女共同参画局	DV相談ナビ	はれれば #8008	※発信場所から最寄りの相談窓口に転送されます。
	DV相談+(プラス)	つなぐ はやく 0120-279-889	24 時間対応
性犯罪・性暴力・ 被害者支援等こ についての相談窓口	性暴力救援センター・ さが (さがmirai)	0952-26-1750	月～金 9:00～17:00 ※緊急の場合はこの限りではありません。
	被害者支援ネットワーク 佐賀 VOISS(ボイス)	0952-33-2110	月～金 10:00～17:00 E-mail voiss@f3.dion.ne.jp
警察	警察相談室 (警察総合相談窓口)	#9110 または 0952-26-9110	月～金(年末年始・休日を除く) 8:30～17:15
	レディースステレホン 警察本部	0952-28-4187	平日 8:30～17:15
	性犯罪被害相談電話	ハートさん #8103 または 0120-73-8103	24時間対応 平日の 8:30～17:15 は佐賀県警本部の 女性職員が対応します。
法務局	みんなの人権110番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	
	子どもの人権110番	0120-007-110	
	外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く) 【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

有田町男女共同参画基本計画・有田町DV被害者支援基本計画

(計画書本編は有田町ホームページに掲載しています)

佐賀県有田町 まちづくり課(男女共同参画)・子育て支援課(DV被害者支援)

電 話:0955-46-2111 FAX:0955-46-2100

住 所:佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地

URL:<https://www.town.arita.lg.jp/>